

# 雫石町立地適正化計画 届出制度の手引き

～ 一人ひとりが輝く 未来につなぐ しずくいし ～



令和4年4月より立地適正化計画に伴う届出が必要です。

雫石町では、都市再生特別措置法に基づく「雫石町立地適正化計画」を令和3年12月に策定し、令和4年4月1日付けにて公表しました。

つきましては、本計画において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しており、区域外で行う特定の行為には都市再生特別措置法に基づき届出が必要です。

＝届出先・お問い合わせ先＝

〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1

雫石町 地域整備課

電話番号：019-692-6406（直通）



## 1. 計画策定の背景と目的

雫石町においては、雫石地域の市街地を中心に既にコンパクトなまちが形成されていますが、今後さらなる人口減少・少子高齢化の予測に伴う医療、福祉、商業、公共交通等の生活サービスの低下が懸念されます。

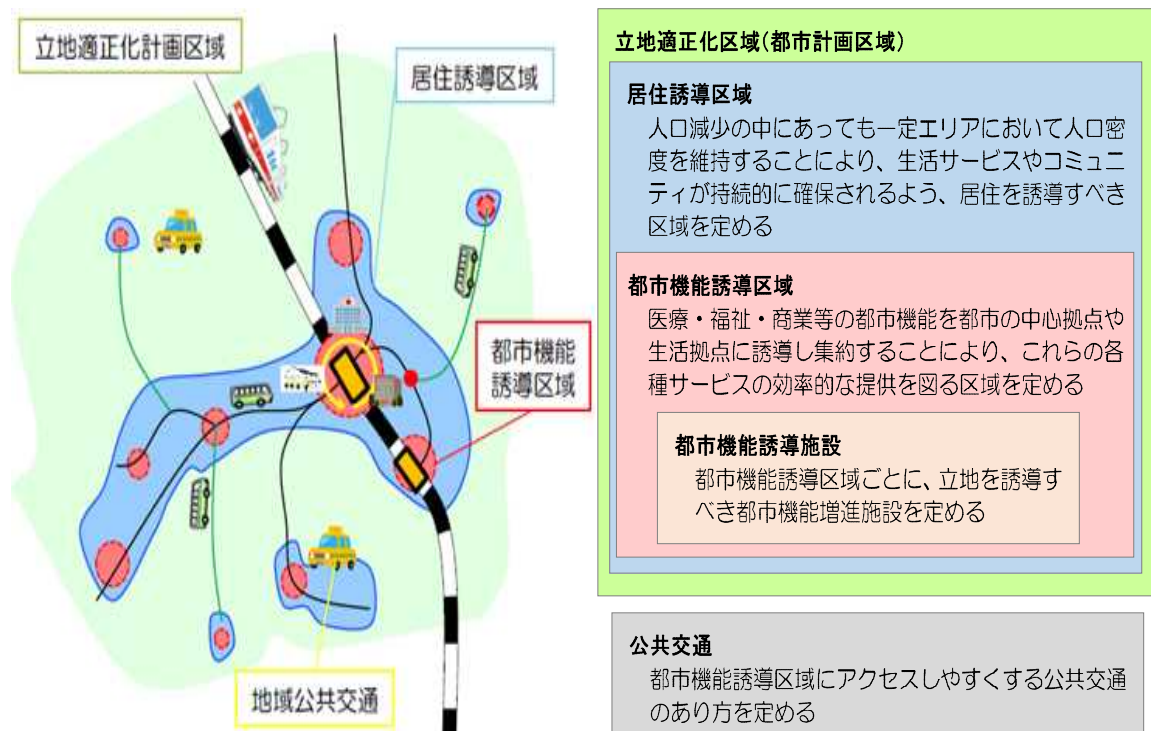
そのため、将来の人口動向や財政状況を見据え、将来にわたり住民が安心して暮らしていくために、安全・安心で快適な生活環境の確保や維持可能な都市経営が求められています。

これらを踏まえ、「雫石町立地適正化計画」は「雫石都市計画マスタープラン（第3次）」に組み込まれる計画として、都市計画区域・用途区域内における将来都市像の実現に向けて、雫石町の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進を目的として策定しました。

## 2. 立地適正化計画の概要

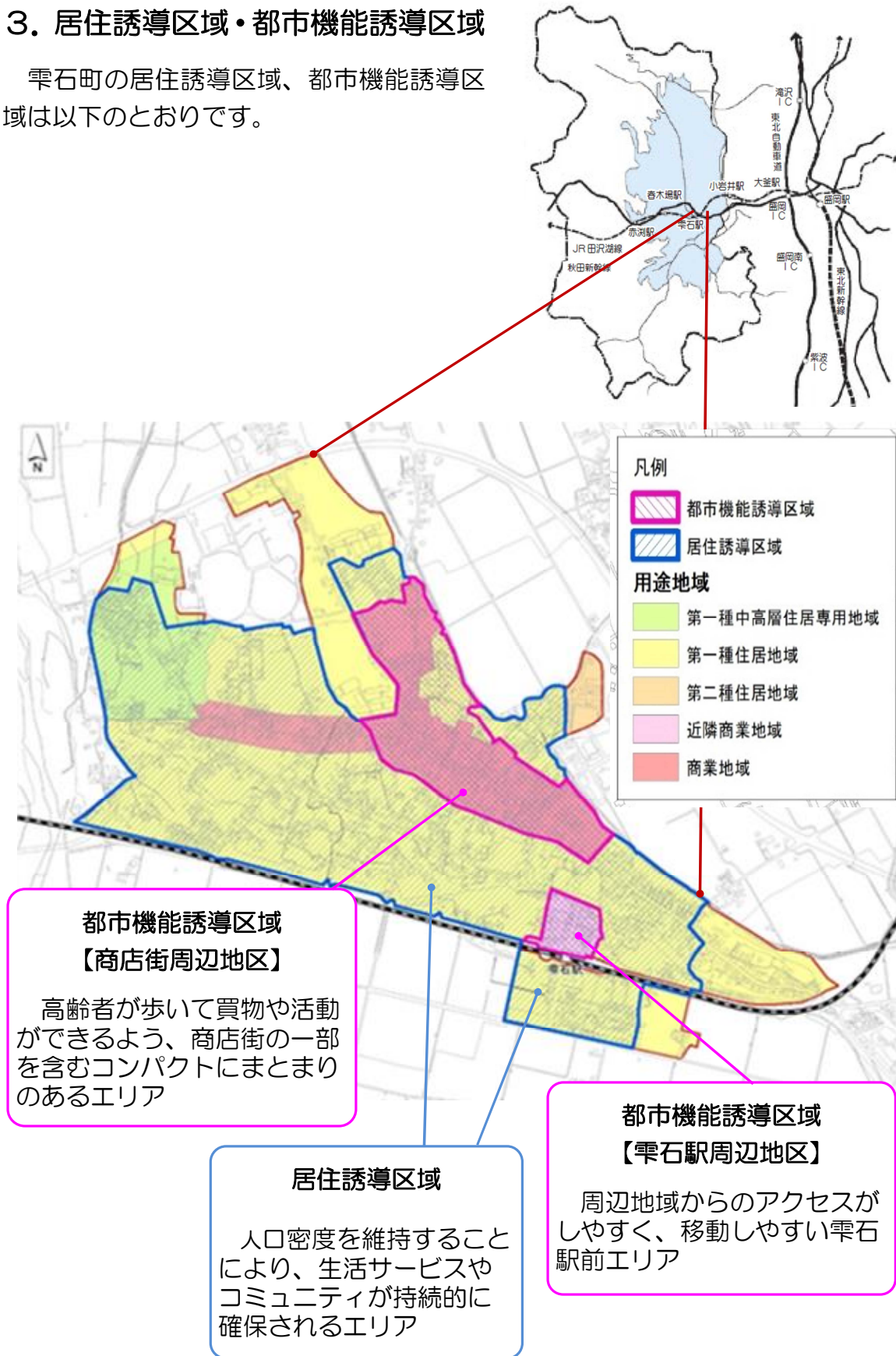
立地適正化計画は、市街地の中でも生活しやすいエリアなどに居住を誘導する『居住誘導区域』や、まちの中心部などに集約することが望ましい施設（医療・福祉・商業等）を誘導する『都市機能誘導区域』などを設定するとともに、施設や居住を誘導するため様々な施策を推進します。

### 【立地適正化計画のイメージ】



### 3. 居住誘導区域・都市機能誘導区域

雫石町の居住誘導区域、都市機能誘導区域は以下のとおりです。



## 4. 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築行為を行う場合、栗石町に届出が必要です。

### 【届出が必要となる区域と行為】

対象となる区域	居住誘導区域外（都市計画区域外を除く）	
対象となる行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>② 1戸又は2戸の住宅目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</li> <li>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※1で定めたものの建築目的で行う開発行為</li> </ul>
	建築等の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>② 人の居住用に供する建築物として、条例※1で定めたものを新築しようとする場合</li> <li>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①②）とする場合</li> </ul>

※1 立地適正化計画の公表日現在、条例は定めていません。

### 【届出対象行為と届出対象区域のイメージ】



## 5. 都市機能誘導区域に関する届出

### (1) 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外で誘導施設を対象とする一定の開発行為・建築行為を行う場合、栗石町に届出が必要です。

#### 【届出が必要となる区域と行為】

対象となる区域	都市機能誘導区域外（都市計画区域外を除く）	
対象となる行為	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的で開発行為を行う場合
	建築等の行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### 【届出対象行為と届出対象区域のイメージ】



## (2) 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、雫石町に届出が必要です。

### 【届出が必要となる区域と行為】

対象となる区域	都市機能誘導区域内（都市計画区域外を除く）	
対象となる行為	休止・廃止	誘導施設を有する建築物を休止又は廃止しようとする場合

### 【届出対象行為と届出対象区域のイメージ】



### (3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設	都市機能誘導区域外に建築等の際、届出の対象となる施設
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。</li> <li>◆ 町民の利便性を考慮して、窓口業務の一部を他の集客施設と複合して設置することは可能である。</li> </ul>	（本計画における誘導施設に設定しない）	—
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高齢者や障害者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。</li> <li>◆ 公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。</li> <li>◆ 医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。</li> </ul>	《行政主体》 ○地域包括支援センター ○福祉相談窓口 《民間施設を誘導》 ○デイサービス施設	福祉関連法に定める施設（利用定員40人以上）
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。</li> <li>◆ 公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。</li> <li>◆ 認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。</li> </ul>	《行政主体》 ○児童館 《民間施設を誘導》 ○子育て支援施設 ○保育施設 ○一時預かり託児施設	保育所、児童館、託児施設など
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。</li> <li>◆ 町民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。</li> </ul>	《民間施設を誘導》 ○スーパーマーケット、ドラッグストア ○日常生活に必要な店舗 ○観光・来訪者向け店舗	大規模小売店舗（売り場面積1千㎡以上）
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民の健康維持等に必要な施設である霽石診療所を誘導施設として維持する。</li> </ul>	《行政主体》 ○診療所	病院、診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行、農協などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。</li> </ul>	（本計画における誘導施設に設定しない）	—
教育文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 霽石駅を利用する学生や来訪者等を対象とした文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。</li> <li>◆ 町民の地域交流、スポーツ等の都市活動を支える施設を誘導する。</li> </ul>	《行政又は民間による施設運営》 ○観光・情報発信施設 ○交流センター・集会施設 ○スポーツ施設	図書館、集会施設

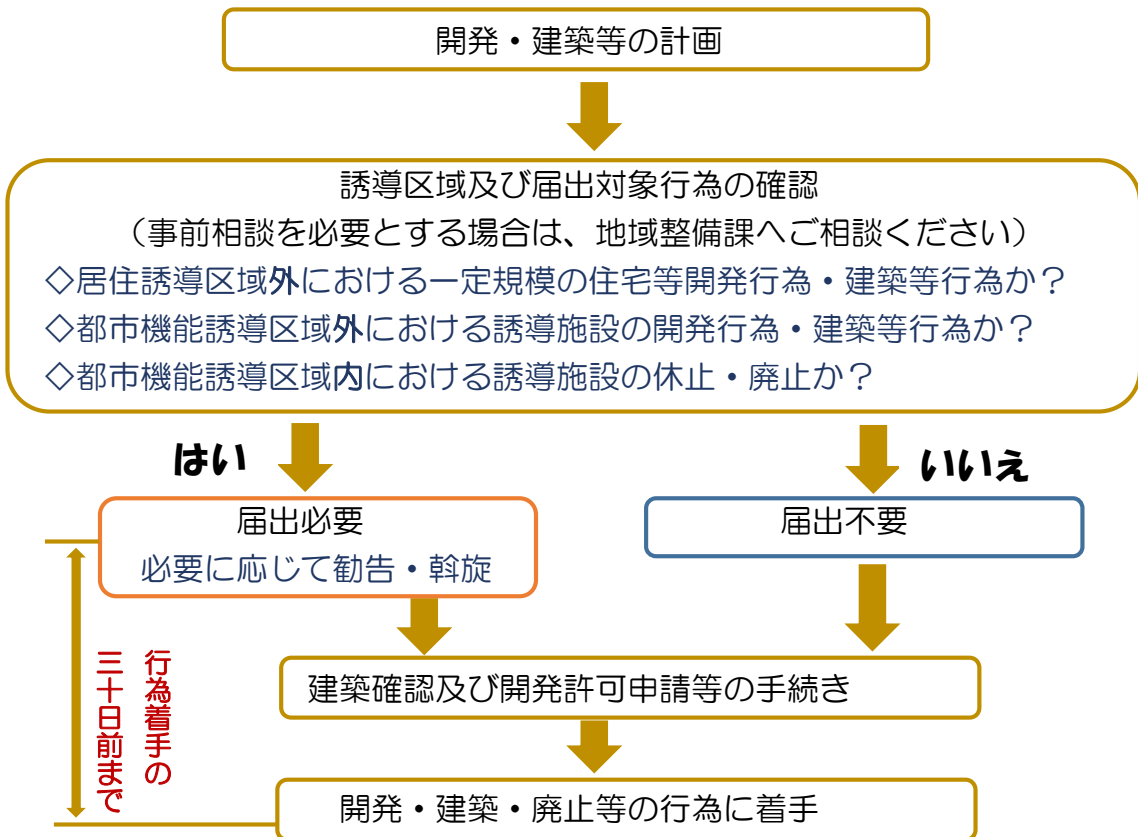


## 6. 届出の概要

### (1) 届出の時期

雫石町立地適正化計画の公表に伴い、都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で一定規模以上の開発行為・建築行為を行う場合には、**行為に着手する 30 日前まで**に雫石町へ届出が必要です。

### (2) 届出の流れ



### (3) 届出を要しない行為

以下の行為は、届出不要です。

- ① 仮設など軽微な行為
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び住宅の新築等
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為
- ⑤ その他雫石町の条例で定める行為（※雫石町では定めておりません）

## 7. 届出に関する Q&A

Q1. 届出書及び添付図書は何部をどこに提出すれば良いですか？

A1. 1部を地域整備課へ提出してください。

Q2. 居住誘導区域外の届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか？

A2. 建築基準法における一戸建ての住宅、長屋、共同住宅が対象です。また、建物の一部にこれらを含む場合も対象とします。

Q3. 「誘導施設を併設する3戸以上の共同住宅」に係る開発行為や建築行為で、居住部分・誘導施設のいずれも届出の対象となる場合、ひとつの様式で届出ができますか？

A3. ひとつの様式ではなく、居住・誘導施設それぞれについて届出が必要です。

Q4. ひとつの建築物に複数の種類の誘導施設を設け、そのいずれも届出の対象となる場合、それぞれに届出が必要ですか？

A4. 誘導施設に関する届出は、各誘導施設が分かるようにひとつにまとめて届出をしてください。

Q5. この届出を行えば開発許可申請や建築許可申請は不要になりますか？

A5. 不要にはなりません。この手続きとは別に、それぞれ手続きが必要です。

Q6. この届出は開発許可申請や建築許可申請の前に行わなければいけませんか？

A6. 法的には前後関係の定めはありませんが、届出制度は雫石町が誘導区域外における開発行為・建築行為の動向や、誘導施設の休止・廃止の動向を把握するとともに、届出者に対して誘導区域内での誘導施設に関する情報提供等を行うためのものですので、開発許可申請や建築確認申請等の前に届出をお願いします。

Q7. 届出後に雫石町から通知はありますか？

A7. 届出書の受理後検討をおこない、その結果により受理通知を届出者に交付します。（おおよそ2週間以内）なお、届出の内容等によっては届出者に対して勧告等を行う場合があります。

Q8. 勧告はどのようなときに行われますか？

A8. 届出の内容等が居住の誘導に対し何らかの支障が生じると判断した場合において、必要がある時は雫石町が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について勧告することがあります。

また、その場合において誘導区域内の土地の取得等について斡旋等を行うことがあります。

Q9. 届出に関する罰則はありますか？

A9. 届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には30万円以下の罰金に処する罰則が設けられています。(都市再生特別措置法第130条第2項及び第3項)

なお、誘導施設の休止又は廃止に関する届出について罰則はありません。

Q10. この届出義務は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項の説明等」の対象になりますか？

A10. 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項の説明等」の対象となります。(宅地建物取引業法第35条)

Q11. 今後、誘導区域や誘導施設が変更となることはありますか？

A11. 立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画を誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査・検証し、必要に応じて見直しを行う予定ですので、その際に誘導区域や誘導施設を変更することも考えられます。

# よろしくお願ひします



## 8. 届出の様式及び記載例

居住-1 居住誘導区域外における建築等に関する届出書（宅地造成）

様式十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

雫石町長 様

届出者 住所

氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着工予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 設計図（土地利用計画図等）

添付 3) その他参考となるべき事項を記載した図書

居住-1 居住誘導区域外における建築等に関する届出書（宅地造成）

様式十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項一号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和4年 5月 6日

届出日を記入

（工事着手の 30 日前まで）

雫石町長

様

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先（手続き関係）

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>雫石町0002-2</b>
	2 開発区域の面積	<b>2,000</b> 平方メートル
	3 住宅等の用途	<b>戸建て住宅3戸</b>
	4 工事の着工予定年月日	<b>令和 4年 7月 8日</b>
	5 工事の完了予定年月日	<b>令和 4年 9月 10日</b>
	6 その他必要な事項	

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 設計図（土地利用計画図等）

添付 3) その他参考となるべき事項を記載した図書

## 居住-2 居住誘導区域外における建築行為届出書

様式十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して  
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

）について、下記により届け出ます。

年 月 日  
雫石町長 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）  
電話番号：  
担当者：

1 住宅等を新築する土地又は、 改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

## 居住-2 居住誘導区域外における建築行為届出書

様式十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項二号関係）

**記入例**

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

- 住宅等の新築  
建築物を改築して住宅等とする行為  
建築物の用途を変更して住宅等とする行為
- 該当する箇所に✓を記入  
について、下記により届け出ます。

令和4年 5月 6日  
栗石町長 様

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

届出者 住所**栗石町0001-1**  
氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先(手続き関係)

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

1 住宅等を新築する土地又は、改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	<b>栗石町0002-2</b>
	地目	<b>宅地・雑種地</b>
	面積	<b>2,000</b> 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途変更後の住宅等の用途	<b>共同住宅(アパート1棟)</b>	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事着手予定年月日 <b>令和4年 7月 8日</b> 工事完了予定年月日 <b>令和4年 9月 10日</b>	

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付1) 位置図(当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)

添付2) 配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面)

添付3) 建築物の2面以上の立体図及び各階平面図

添付4) その他参考となるべき事項を記載した図書



居住-3 居住誘導区域外における建築等行為の変更届出書

様式十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

雫石町長 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、  
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定年月日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定年月日 年 月 日

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

居住-3 居住誘導区域外における建築等行為の変更届出書

様式十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

記入例

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

令和4年 7月 8日

雫石町長 様

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先(手続き関係)

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 **令和4年 5月 6日**

2 変更の内容

- ・住宅用区画数の変更（**3区画→4区画**）
- ・工事着手予定年月日の変更（**令和4年7月8日→令和4年8月9日**）
- ・工事完了予定年月日の変更（**令和4年9月10日→令和4年10月11日**）

3 変更部分に係る行為の着手予定年月日 **令和4年 8月 9日**

4 変更部分に係る行為の完了予定年月日 **令和4年 10月 11日**

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付3) 建築物の2面以上の立体図及び各階平面図

添付4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-1 都市機能誘導区域外における指定の誘導施設建築等に関する届出書

様式十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

雫石町長 様

届出者 住所

氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着工予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-1 都市機能誘導区域外における指定の誘導施設建築等に関する届出書

様式十八（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項一号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和4年 5月 6日

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

雫石町長 様

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先(手続き関係)

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>雫石町0002-2</b>
	2 開発区域の面積	<b>2,000</b> 平方メートル
	3 建築物の用途	<b>小売店舗(スーパーマーケット)</b>
	4 工事の着工予定年月日	<b>令和4年 6月 7日</b>
	5 工事の完了予定年月日	<b>令和4年 10月 9日</b>
	6 その他必要な事項	

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付1) 位置図(当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)

添付2) 配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面)

添付3) 建築物の2面以上の立体図及び各階平面図

添付4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-2 都市機能誘導区域外における建築行為届出書

様式十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

- 誘導施設を有する建築物の新築
- 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
- 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

雲石町長 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

1 建築物を新築する土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-2 都市機能誘導区域外における建築行為届出書

様式十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項二号関係）

**記入例**

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

**該当する箇所に✓を記入**

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

- 誘導施設を有する建築物の新築
- 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
- 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

**令和4年 5月 6日**

雫石町長 様

**届出日を記入**

**（工事着手の 30 日前まで）**

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先（手続き関係）

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

1 建築物を新築する土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	<b>雫石町0002-2</b>
	地目	<b>宅地・雑種地</b>
	面積	<b>2,000</b> 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途変更後の建築物の用途	<b>小売店舗（スーパーマーケット）</b>	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事着手予定年月日	<b>令和4年 6月 7日</b>
	工事完了予定年月日	<b>令和4年 8月 9日</b>

注 1) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-3 都市機能誘導区域外の行為の変更届出書

様式二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

雫石町長 様

届出者 住所  
氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定年月日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定年月日 年 月 日

注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付 1) 位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面）

添付 2) 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）

添付 3) 建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図

添付 4) その他参考となるべき事項を記載した図書

都市-3 都市機能誘導区域外の行為の変更届出書

様式二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

記入例

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

令和4年 7月 8日

雫石町長

様

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先(手続き関係)

電話番号: **012-345-6789**

担当者: **◇◇株式会社 □□**

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 **令和4年 5月 6日**
- 2 変更の内容
  - ・**開発区域面積の変更 (2,000 m<sup>2</sup>→2,800 m<sup>2</sup>)**
  - ・**工事着手予定年月日の変更 (令和4年7月8日→令和4年8月9日)**
  - ・**工事完了予定年月日の変更 (令和4年9月10日→令和4年11月12日)**
- 3 変更部分に係る行為の着手予定年月日 **令和4年 8月 9日**
- 4 変更部分に係る行為の完了予定年月日 **令和4年 11月 12日**

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

添付1) 位置図(当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)

添付2) 配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面)

添付3) 建築物の2面以上の立体図及び各階平面図

添付4) その他参考となるべき事項を記載した図書



都市-4 都市機能住誘導区域内の誘導施設について休廃止の届出書

様式二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第二項関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

雫石町長 様

届出者 住所

氏名

連絡先（手続き関係）

電話番号：

担当者：

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の  
（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
名称：  
用途：  
所在地：
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置  
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する必要がある場合、  
予想される当該建築物の用途  
  
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用しない場合、  
当該建築物の残置に関する事項

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 4欄には、当該建築物を在置する予定がある場合は、残置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を残置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他事項について記入してください。

都市-4 都市機能住誘導区域内の誘導施設について休廃止の届出書

様式二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第二項関係）

記入例

誘導施設の休廃止届出書

令和4年 5月 6日

雫石町長 様

届出者 住所**雫石町0001-1**

氏名**〇〇株式会社 代表△△**

連絡先（手続き関係）

電話番号：**012-345-6789**

担当者：**◇◇株式会社 □□**

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の  
（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
名称：**スーパーマーケット××**  
用途：**小売店舗（店舗面積 2,000 m<sup>2</sup>）**  
所在地：**雫石町0002-2**
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 **令和4年 7月 31日**
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置  
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する必要がある場合、  
予想される当該建築物の用途  
  
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用しない場合、  
当該建築物の残置に関する事項  
**・令和4年8月より売却予定**

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 4欄には、当該建築物を在置する予定がある場合は、残置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を残置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他事項について記入してください。